



全員参加のじゃんけん大会

那岐登山ふれあい大会
4月29日(日)那岐山
第33回那岐登山ふれあい大会が開催されました。
智頭町側からは140人、奈義町側からは300人程度の参加者がありました。
今年には昨年に比べ天気が良く、山頂付近の広場で行われたじゃんけん大会やクイズ大会などのイベントで盛り上がりました。参加者からは「こんなに天気がいいふれあい大会は久しぶりで気持ちがいい」という声もいただきました。



ラッピングポストお披露目

包括的連携協定を結びました
4月26日(木)智頭町役場前
本町と智頭町内郵便局3局及び鳥取郵便局が福祉サービスの向上と経済発展を図り包括的な連携に関する協定を締結しました。
本町の主要施策である「森林セラピー®」を周知すると共に手紙文化振興と本町の地域振興の展開を目的にラッピングポストが設置されました。お披露目式ではちづ保育園の園児たちが書いた手紙をポストに入れました。



健康ポイント事業のウォーキングの様子

健康ポイント抽選
平成28年度から始まった智頭町健康ポイント事業ですが、平成29年度は20ポイント達成者の中から、町長による抽選で3人に杉小判5千円分を贈呈しました。
今年度は対象者を5人に増やし、5千円相当の景品を贈呈します。自分の健康のためにも、健康ポイント事業に参加してみてください。



グループレクリエーションの様子

誰もが参加できるまちづくり
5月7日(月)総合センター
平成30年度智頭町百人委員会出発式が開催されました。
今年度は「仲間づくり」をテーマに誰もが参加できるオープン会議を実施し、部会を越えて関わることの出来る楽しい百人委員会を目指しています。
今回は、グループを作り、あるお題について参加者全員が発言するレクリエーションを行いました。

人権擁護委員による 特設相談所をご利用ください

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された人で、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権教室や人権の花運動、人権作文コンテストなどを行ったりしており、人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。

智頭町では毎月上旬に総合センターで人権擁護委員による特設相談所を開設しています。不当な差別、家族間や近隣でのトラブルなど、人権に関係する相談でしたら何でも結構です。

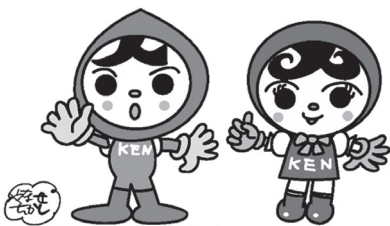
また、毎月第2火曜日には行政相談も開催しています。行政相談員は、法務大臣から委嘱された人で、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する、問合せなどの相談を受けます。



どちらも相談は無料です。秘密は固く守られますので気軽にお願いください。

6月1日は 人権擁護委員の日

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、人権擁護の日と定め、「全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所」を開設しています。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

消費生活相談



毎週水曜日、智頭町総合センターで専門の相談員が消費生活に関する様々なトラブルの解決に向け、直接アドバイスをを行います。

日時 毎週水曜日（ただし、祝日・年末年始の休日は除く）午前9時～午後4時
受付内容 お金・契約トラブルに関する相談、商品の危険・品質に関する相談、特殊詐欺に関する相談など

相談室は個室です！
専門の相談員が話を
お聞きします！
秘密は必ず守られますので、
安心してご利用ください。



見守るくん

相談方法

・電話による相談

相談専用ダイヤル

☎ 7110059

・面談による相談

相談会場 智頭町総合センター
相談室

相談室

※匿名でも相談は受けさせていただきます。

無料出前講座を利用ください！

公民館での催し、婦人会、趣味の同好会など10人程度の集まりに専門知識をもった講師を無料で派遣します。

日時・場所・内容については事前に相談ください。

問合せ先 総務課 ☎ 75-4111